

神戸三宮駅前「さんきたアモーレ広場」
(通称：パイ山、デコボコ広場)
リニューアルオープニングイベント
運営業務委託
実施要領

令和3年7月

神戸市都市局都心再整備本部
都心三宮再整備課

**神戸三宮駅前「さんきたアモーレ広場」(通称：パイ山、デコボコ広場)
リニューアルオープニングイベント運営業務委託 実施要領 (公募型プロポーザル)**

1 案件名称

神戸三宮駅前「さんきたアモーレ広場」(通称：パイ山、デコボコ広場) リニューアルオープニングイベント運営業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

サンキタ通り、さんきたアモーレ広場を含む三宮北西エリアは、「えき~まち空間」内で最も先行して再整備が進むエリアであることから、沿道建物と公共空間が一体となった整備を行ない、三宮北西エリアにおける神戸の玄関口にふさわしい空間を創出する必要がある。

さんきたアモーレ広場の再整備工事については夏以降の完成を予定しており、リニューアルオープンを記念して、今後の三宮北西エリアのにぎわい創出につながることを目標としつつ、with コロナ時代の新たなイベントの方式を取り入れ、感染防止とにぎわいが両立したイベントを実施する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業規模 (契約上限額)

金 4,000,000 円 (消費税含む)

(4) 契約期間

契約締結日の翌日～令和4年3月31日

3 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 神戸市内に本店を有する法人・団体であること

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと

(4) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと

(6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと

(7) 業務運営に関し各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること

(8) 別紙業務仕様書の趣旨を理解し、本業務の遂行に係る関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行いうる能力を有していること

4 スケジュール

(1) 公募開始	令和3年7月12日(月)
(2) 参加申請関係書類の提出期限	令和3年7月19日(月)
(3) 質問受付締切	令和3年7月19日(月)
(4) 質問に対する回答	令和3年7月21日(水)(予定)
(5) 企画提案書の提出期限	令和3年7月28日(水)
(6) 選定結果通知	令和3年8月上旬(予定)

- (7) 契約締結・事業開始 令和3年8月中旬(予定)
(8) 事業完了 令和4年3月31日

5 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

- ア 受付期間：令和3年7月12日(月)から令和3年7月19日(月)午後5時まで
イ 提出方法：提出書類に必要事項を記入し、下記提出先まで持参または郵送(提出期限内必着)すること
※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ウ 提出書類

- ①参加申込書(様式1号)
- ②参加資格確認書(様式2号)
- ③会社概要(任意様式)
- ④登記事項全部証明書【写し可】
- ⑤納税証明書(国税及び地方税)【写し可】

※上記④⑤は提出日時時点で発行日より3か月以内のもの

※令和3年度神戸市競争入札参加資格を有する場合は、④⑤の提出は省略可

エ 提出部数：1部

オ 提出場所：都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課

(2) 質問の受付

- ア 受付期間：令和3年7月12日(月)から令和3年7月19日(月)午後5時まで
イ 提出方法：別紙「質問票」(様式3号)に記載し、都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課までFAX又はEメールにより提出すること
ウ 回答予定日：令和3年7月21日(水)
エ 回答方法：参加申込書を提出したすべて事業者に対しFAXまたはEメールにより回答する

(3) 企画提案書の提出

- ア 受付期間：令和3年7月12日(月)から令和3年7月28日(水)午後5時まで
イ 提出方法：提出書類に必要事項を記入し、下記提出先まで持参または郵送(提出期限内必着)すること
※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ウ 提出書類

- ・企画提案書(任意様式)
- ・見積書(様式4号)
- ・共同企業体結成届出書(様式5号) ※共同企業体の場合
- ・その他補足資料

エ 提出部数：正本1部 副本8部

オ 提出場所：都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課

(4) 提案書について

提案書の審査用副本については、公正な審査を行う観点から、入札者名の記載箇所にマスキング等を行い、入札者名が分からないようにすること。使用する用紙や各ページのフッター・ヘッダーにも社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

6 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	観点	配点
イベントの設え	適合性	50点
	具体性・実現性	
	独自性	
	安全性	
賑わい創出	適合性	50点
	具体性・実現性	
	独自性	
	効果	
イベントの発信	具体性	40点
	独自性	
	効果	
新型コロナウイルスにおける対応が必要な場合	適合性	30点
	具体性・実現性	
	独自性	
全般	類似業務の実績	10点
	実施体制	
価格	費用を抑える努力がなされている	20点

計 200 点

(2) 選定方法

神戸三宮駅前「さんきたアモーレ広場」（通称：パイ山、デコボコ広場）リニューアルオープニングイベント運営業務受託事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）において、提出された企画提案書等に対する書面審査を行い（プレゼンテーションは実施しない。但し、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。）、評価基準により最も優れた企画・提案能力を有する事業者を特定し、最優秀提案者として契約の相手方の候補とする。審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、事業者選定委員会委員長が最優秀提案者を決定する。

なお、選定委員会各委員の持ち点を合算した値の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案事業者は選外とする。すべての事業者の提案が最低基準点に満たず選外となった場合は、仕様の内容を見直し、必要に応じて再度公募を実施するものとする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開

示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

7 契約に関する事項

(1) 契約の締結

「6」の最優秀提案者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含み、最優秀提案者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反したこと等を理由に協議が不調のときは、事業者選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(3) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。なお、委託金額の支払方法（前金払い等）については委託契約締結前に別途協議を行う。

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

8 注意事項

(1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 参加申込書や企画提案書が以下の条件の一に該当する場合は、本件プロポーザルへの参加を認めないこと又は契約の締結の無効若しくは取り消しを行うことがある。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 作成様式（書式）及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式任意）」により担当部署に届け出ること。

(4) すべての企画提案書は返却しない。

(5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

(6) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(7) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

9 提出先、問い合わせ先

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館6階
神戸市都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課

担当：村上、上野

電話：078-984-0241 FAX：078-222-1605

e-mail：toshinsannomiya@office.city.kobe.lg.jp